

ふるさと歴史散歩

〔第169回〕松崎八幡宮址

その十一



神話上の話だが、府中町と神武天皇とは密接な関係がある。神武天皇聖蹟は、昭和15年5月6日の官報で公表された。それには、「埃宮」と「多祁理宮」の伝説地は総社跡、県社多家神社境内及び松崎八幡宮址に至る地域と決定し、広島県は誰曾廻森、神武天皇御腰岩、安芸津彦神、水分神社、御衣尾、船越、岩谷山までを含めている。「誰曾廻森」は、神武東征途上、水を求めて上陸したとき、森の中に土地の人が居たのを「そは誰ぞ」といい、水を得たという。そしてこの地が景勝地なるが故に駐留する事にした。また、この地にある「貴船神社」には神武天皇の船を寄せた伝承がある。「神武天皇御腰岩」は上陸した後、腰掛けて四方の景色を眺めた場所、「船を繋いだ松樹」は明治維新まであったという。安芸津彦神については「藝藩通志」に記載がある。「水分神社」は、神武天皇駐留

中の用水をここに求めたもので、「御衣尾」は、里人が着物を織つて献上したという。「船越」は、海岸で漁獵をこ覧になったという。「岩谷山」は、神武天皇がこの山に登り周囲を眺めた場所で、村人は「磐余山」といったが、後世、転訛して「岩谷山」というようになった。

世の中に軍国主義が台頭し、皇国史観の真つ盛りの中、「神武天皇は記紀（古事記・日本書紀）神話上の人物で実在ではない」と批判した学者に早稲田大学の津田左右吉教授がいたが、その著作が純粹学問であったため、世間の注目を受けず発禁処分になった。

戦後の考古学の発展は顕著で、九州や畿内にも大規模な弥生時代の遺跡の発見が相続き、古代史の解明に重要な手掛かりを与えている。しかし戦前の様子は一寸違う。古代史において、四世紀頃、大和政権が畿内を中心に政治的権

力をうちたてたことは確かなことだ。先述の津田教授は、「大和朝廷の先祖が天孫降臨で日向に天降つたため、日向と畿内を結び付ける必要があったから神武東征物語が設定された。神武東征物語は、畿内では制圧作戦はあったが、筑紫・安芸・吉備では征定事業はなく、ほとんど内容がない物語である。従って、神武東征は天孫降臨に続く日本神話の一部である」とした。



(神武天皇腰掛岩)

府中町文化財保護審議会会長

横田 禎昭

消費生活相談

訪問購入にご注意ください！

相談内容



買い取り業者から「何でも買収する」と電話があり、「亡くなった母親の着物などの遺品を買い取ってもらえれば」と思つて訪問を承諾した。

男性2人が訪問してきたので、買い取ってほしい古着や着物を出すと「他に貴金属や宝石はないか」と言いだし、ブランド物のバッグやネックレスを1万2千円で強引に買い取っていった。売却したものを返してほしいがどうすればよいか。（50代 女性）

アドバイス



「何でも買収する」といつて訪問し、実際の目的は貴金属の買い取りである「訪問購入トラブル」について情報提供しました。クーリング・オフができることを説明し、クーリング・オフ通知の書き方を助言しました。

◆訪問購入規制のポイント
①飛び込み勧誘は禁止！
突然、消費者宅を訪問して物品の買取りを勧誘する（飛

び込み勧誘）は禁止されています。こうした勧誘を受けたらきつぱりと断りましょう！
②物品の引き渡し拒絶！
訪問購入は、クーリング・オフ（法定書面交付後8日間）の対象ですが、一旦、物品を引き渡すと、紛失などで返還されない場合があります。8日間は物品を手もとにおいて、本当に売却していいか考えましょう。

③適用除外物品に注意！
一部の物品（自動車、家具、家電、書籍、CD、有価証券など）は訪問購入規制の対象外です。売却を決める前に慎重に検討しましょう。少しでもおかしいと思つたり、困つたりしたときは、府中町消費生活相談コーナーに相談してください。



消費生活相談員による 相談コーナー

町民生活課(役場4階)
☎286-3128
月～金曜日
午前9時～正午
午後1時～4時